

2024 年度実施  
大学機関別認証評価 評価報告書

**会津大学**

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



# I 会津大学の概要

## 1 大学名、キャンパス所在地

会津大学（設置者：公立大学法人会津大学）  
福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 90 番地

## 2 学部等の構成 ※2024年5月1日現在

### 【学部】

コンピュータ理工学部 コンピュータ理工学科

### 【研究科】

コンピュータ理工学研究科(博士前期課程)	コンピュータ・情報システム学専攻 情報技術・プロジェクトマネジメント専攻
コンピュータ理工学研究科(博士後期課程)	コンピュータ・情報システム学専攻

## 3 学生数及び教職員数 ※2024年5月1日現在

【学生数】 学部 1,134 名、研究科 250 名

【教職員数】 教員 109 名、職員 56 名

## 4 大学の理念・目的等

会津大学は国際化、高度情報化が進展する中で、世界的視野を持ち、将来の情報科学を担い、発展させる人材の育成が最も重要であるとの福島県の意向を踏まえ、1993年に日本初のコンピュータ理工学を専門とする大学として開学した。

会津大学の建学の理念として「to Advance Knowledge for Humanity」(人類の平和と繁栄に貢献する発明と発見を探求する)を掲げ、以下の5つの基本理念を定めている。

1. 「創造性豊かな人材の育成」
2. 「国際社会への貢献」
3. 「密度の高い教育・研究」
4. 「地域特性を生かした特色ある教育・研究」
5. 「福島県の産業・文化への貢献」

また、上記の基本理念を実現するため、アドミッション・ポリシー等に次の3つの基本目標を定めている。

1. 豊かな創造性と高い倫理観を備え、国際社会に通用する研究者・技術者、技術革新の指導者及び起業家精神を持つ人材を育成する。
2. 国際社会をリードするコンピュータ理工学の研究開発を推進し、社会及び学術に貢献する。
3. 教育、研究等様々な分野において、実用性・実効性を希求するとともに、地域特性をいかし、本県の産業・文化の振興に貢献する。

大学の目的については、学則第1条に「深く専門の学芸を教授研究し、創造力豊かな国際的な人材を養成するとともに、学術文化の向上及び産業の発展に寄与すること」と定めている。

大学院の目的については、大学院学則第4条に「国際的な環境の下で、コンピュータ理工学に関する専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、学識豊かな優れた研究者及び高度な専門的技術者を養成するとともに、国際的にも評価される学術文化の向上及び産業の発展に寄与すること」と定めている。

## Ⅱ 評価結果

### 1 認証評価結果

会津大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

### 2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

会津大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

なお、点検評価ポートフォリオの記載において、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項において必要な記載事項が十分でないことや、内部質保証の機能性について十分に示されていないことから、評価の過程において詳細を確認した。実地調査において、大学の準備不足により点検評価ポートフォリオの内容が十分に記載できていなかったこと及び内部質保証については実質化に向けて整備途上であることが確認できた。

以下に、会津大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

#### 【優れた点】

- 留学・海外研修等のプログラムの拡充・充実や ICT グローバルプログラム全英語コースの構築、学内外での国際交流の機会の提供等を通じて学生の派遣・受入を推進しており、文部科学省の「スーパーグローバル大学創生支援事業」を 2014 年度から 10 年間実施する等、建学以来 20 年以上にわたるグローバル教育を実践している。
- 産学イノベーションセンターが窓口となり、地域や企業等の相談・協力を受け、企業との共同研究や起業家の人材育成のためのスタートアップ支援を実施しており、2020 年 12 月には経済産業省が選抜する「地域オープンイノベーション拠点」の「地域貢献型」として復興創生支援センターとともに認定される等、大学の基本理念である「福島県の産業・文化への貢献」の具現化に努めている。

#### 【改善を要する点】

- 大学院課程における収容定員の未充足、超過それぞれについては、定員管理に向けた組織的な対応及び教育の質保証向上のための対応が求められる。
- 大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、「学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方」を具体的に示すこと及び学生への周知が求められる。
- 学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、「受け入れる学生に求める学習成果」を具体的に示すことが求められる。
- 学生の年間履修単位数の上限については、単位の実質化の観点から、授業時間外における事前事後の学習時間の実態等の分析・検証を踏まえた設定の見直しが求められる。

#### 【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを明確化するとともに、学長と学内組織間の関係性を整理し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。
- 主要授業科目については、カリキュラムの体系性の観点から大学として定めることが望まれる。
- 成績評価については、学習者本位の観点から、評点のみでなく到達レベルを記述した評価基準を組織的に策定し学生に明示するとともに、成績評価の平準化について組織的に分析・検証し、見直すことが望まれる。
- シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 大学院の教育課程の体系性については、カリキュラムマップ・ツリーを作成する等、学習者本位の観点から学

生にわかりやすく明示・周知することが望まれる。

- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、大学としての方針を明確化し、その方針に従ってテーマを設定する等、組織的な教育研究活動等の向上に向けた FD・SD 活動の充実が望まれる。
- 学習成果の把握・可視化については、各種アンケートの教学 IR(Institutional Research)による分析・検証等、教育研究活動の改善に向けた大学としての組織的な取組みの充実が望まれる。

### 3 基準ごとの評価

#### ■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、会津大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

##### イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻を、教育研究の目的に沿って組織している。ただし、大学院課程におけるコンピュータ理工学研究科情報技術・プロジェクトマネジメント専攻博士前期課程の収容定員未充足及び、同研究科博士後期課程の収容定員超過については、定員管理に向けた組織的な対応及び教育の質保証向上のための対応が求められる。

##### ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、「求める教員像」及び「教員組織の編成方針」を定めたうえで、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置している。また、学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、教授会規程において学長と学部長の役割に不明確な点があったが、学長と学部長の役割を明確にするよう規程を改正し、2025年3月の役員会で決定したことを確認した。

授業科目の担当については、教養科目、外国語科目、専門教育科目、卒業論文、教職に関する科目の5種類を、コンピュータ・サイエンス部門、コンピュータ工学部門、情報システム学部門の各専門性に応じて配置している教員や文化研究センター、語学研究センター等に所属する教員が担っている。ただし、カリキュラムの体系性の観点から主要授業科目を大学として定めることが望まれる。

##### ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。ただし、学生の年間履修単位数の上限については、単位の実質化の観点から、授業時間外における事前事後の学習時間の実態等の分析・検証を踏まえた設定の見直しが求められる。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、研究指導の計画の学生への明示が不十分であったが、研究指導の計画を学生に示す様式を定めて対応することについて、2025年3月の研究科委員会で決定したことを確認した。ただし、大学院の教育課程の体系性については、カリキュラムマップ・ツリーを作成する等、学習者本位の観点から学生にわかりやすく明示・周知することが望まれる。

学部及び大学院の成績評価については、学習者本位の観点から、評点のみでなく到達レベルを記述した評価基準を組織的に策定し学生に明示するとともに、成績評価の平準化について組織的に分析・検証し、見直すことが望まれる。また、学部及び大学院のシラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。なお、成績評価については、新たな成績評価基準を策定することを、2025年2月の教授会・研究科委員会で決定したことを確認した。

##### ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図

書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか大学設置基準に基づく実験・実習工場を講義棟、研究棟に設置する等、教育研究上必要な設備を適切に整備している。

#### ホ 事務組織に関すること

「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」に基づき、学部及び大学院の事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

#### ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、「学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方」を具体的に示すこと及び学生への周知が求められる。また、学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、「受け入れる学生に求める学習成果」を具体的に示すことが求められる。なお、大学院のカリキュラム・ポリシーについては、2025年3月の教育研究審議会において改定案を承認したことを確認した。

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保を図るため、学部・研究科それぞれにおいて「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー対応表」を策定している。

#### ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

#### チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」に基づき、理事長及び学長の統括のもと、副理事長及び理事によって構成される評価室が各担当部局等で実施した自己点検・評価結果を取りまとめ、点検・評価した結果を、教育担当理事である学部長に報告している。学部長はその結果を踏まえ、改善の指導や指示、教育の計画を立案し、教員やFD推進委員会、教務委員会等と連携して教育研究活動の改善に取り組んでいる。2023年度には評価室の下部組織として新たに設置された教育の内部質保証ワーキンググループが主体となり、教育研究の内部質保証に関する体制の整理を行い、2024年4月に「会津大学における教育の内部質保証に関する方針」を策定している。この体制及び方針のもと、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を業務実績報告書に集約し、Web サイトに公開している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを明確化するとともに、学長と学内組織間の関係性を整理し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。ただし、FD及びSDについては、大学としての方針を明確化し、その方針に従ってテーマを設定する等、組織的な教育研究活動等の向上に向けたFD・SD活動の充実が望まれる。

#### リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

#### ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。

## ■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、理事長・学長の統括のもと、副理事長及び理事によって構成される評価室が主体となり、各担当部局等が中期及び年次の目標・計画の管理プロセスの中で実施した自己点検・評価結果を取りまとめ、点検・評価をした上で、結果を教育担当理事である学部長に報告している。学部長はその結果を踏まえ、改善の指導や指示、教育の計画を立案し、教員やFD推進委員会、教務委員会、各センター等と連携して教育研究水準の向上に取り組んでいる。また、評価室の下部組織として教育の内部質保証ワーキンググループを設置し、全学的な教育の内部質保証に関する活動を支援している。以上の取組みのもと、学生の学習成果の把握・可視化等に努めているが、学習成果の把握・可視化については、各種アンケートの教学IRによる分析・検証等、教育研究活動の改善に向けた大学としての組織的な取組みの充実が望まれる。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

### ・No.1「教育内部質保証ワーキンググループの設置を通じた教育の質向上に向けた取組みについて」

教育の内部質保証については、これまで教員個人によって取組みの差があることへの問題意識や、2022年度に一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)の予備審査時に内部質保証に関する組織的対応が不足しているとの指摘をされたことに伴い、大学組織全体の教育の内部質保証を向上させるため、全学的な自己点検・評価の方針や体制等の整備を実施している。

具体的な取組みとしては、「公立大学法人会津大学評価室設置要綱」を改正し、2023年12月に教育の内部質保証に特化した教育内部質保証ワーキンググループを設置している。同ワーキンググループでは内部質保証活動の内容や優先度等について整理を図り、文部科学省や独立行政法人大学改革支援・学位授与機構のガイドライン等における考え方を踏まえ、全学的な内部質保証の手続きとして2024年4月に「会津大学における教育の内部質保証に関する方針」を策定・公表している。同方針では、学部長が毎年度、委員会等が策定する計画を審査・承認し、計画の実施を委員会・教員に対し指示することや、評価室で毎年度の活動成果を継続的かつ組織的に点検・評価すること等、教育の内部質保証の手続きを整理している。また、FD推進委員会及び教務委員会で、同ワーキンググループの今後の活動の進め方等を検討している。

今後は継続的な内部質保証の推進を図る仕組みを確立するための整備を実施するとともに、PDCAサイクルが実質的に機能するよう、各委員会等の役割分担を明確にすることが期待される。

### ・No.2「英語教育の充実について【学習成果】」

学生の英語の4技能(読む、聞く、話す、書く)を向上させ、最新のコンピュータ理工学を学ぶために必要な英語力を身に付けるため、語学研究センターが主導となり、4技能すべての向上を目指した英語教育に取り組んでいる。

各学年での具体的な取組みとして、1年次で、英語の認識を大きく変えるためにFluency Programを実施し、「読む」「聞く(非母語話者の英語音声を含む)」等のスキルや、語彙力の増強を図っている。2年次では、論説文の構成等を学習し、専門書を読むことや英語で行われる専門科目教育に備えている。3、4年次では、CLIL(Content-language integrated learning)の選択必修英語と卒業論文執筆のための英語クラスを設け、英語での研究、卒業論文執筆の下地を作り、英語での卒業論文を執筆できるよう、実践的な英語教育に取り組んでいる。

また、学生の英語力を測る標準化テスト(TOEIC)を活用し、2018年度にTOEICスコア400点を取得しなければ、3年次に進級できないことを定め、2019年度には、e-learningシステム「Kickoff for TOEIC」を1年次生の英語の授業で必修化、2021年度には、TOEICの3学年進級基準点を400点から450点に変更する等、英語教育の向上に向けた取組みを行っている。TOEICの2つのベンチマーク(450点と525点)を満たすのに苦労している学生に対してはTOEIC対策クラスへの参加を促し、英語力とTOEICスコアの両方を向上させるための個別指導を実施している。特にTOEICスコアが進級要件を満たすかどうかの判定前や、夏休

みや春休みに集中的なサポートが必要な学生に対しては、1～2 週間の TOEIC 集中講座の受講を促している。その結果、TOEIC スコア 500 点以上を獲得した学生の割合が 2020 年度時点では 31.7%であったが、2023 年度には 62.9%に上昇している。

語学研究センターにおいては、TOEIC の結果について毎回集計及び統計分析を行い、スコアの経年変化や情報科学専攻の全国平均との比較等を図ったスコアのレポートを年に 2 回作成し、語学研究センター内で評価した上で教員と共有している。スコアのレポートは、教務委員会において報告を行い、英語教育の改善策等について検討している。

#### ・No.3「リサーチクラスターモデルによる研究強化の取組みについて」

大学の研究レベルの向上及び、中型・大型外部競争研究費の獲得に向け、研究力強化委員会が中心となり、2020 年度に研究体制を見直し、研究クラスター制度を策定している。ベーシッククラスター(B クラスター)から先端的クラスター(A クラスター)へ、そして CoE(Center of Excellence)へ成長できるロードマップを設計し、会津大学リサーチクラスターモデルを作成している。この研究クラスターが CoE へ成長するまでにある程度の時間を要することから、今後は、研究クラスターの成長を促進させるよう支援体制を充実させ、各研究クラスターの活性化に繋げることが期待される。

また、従前は教員が一人で学生の研究指導等を行っていたが、当該制度を利用し、最初から同じクラスター内の複数教員が指導にあたることで、学生達が異なる視点で様々な知識やノウハウの取得に繋げるとともに、異なる研究室の学生同士が交流機会を増やすことで技術力、協調性を育めるよう取り組んでいる。

#### ・No.4「研究力向上のための全学的取組み(競争的研究費等)について」

研究科長を中心として、研究力強化委員会、教授会、部局長会議等において、学内における競争的研究費制度の導入や、科研費申請サポート体制の充実等の取組みを審議・実施している。

学内競争的研究費については、教員のモチベーション向上を図るため、毎年度制度の検討・見直しを実施している。直近の検討例としては、部局長会議等において若手研究者及び会津大学新規採用教員への優先的採択等を評点項目に追加することを審議の上、配分方針を決定している。

また、科研費については、学内説明会の開催及び新任教員への個別周知、申請書の事前チェック等を行い、教員の積極的な応募を促すための環境づくりに取り組んでいる。産学イノベーションセンターの教員と事務局の連携により、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の積極的な活用に向けて、教員へ情報提供を行うとともに、教員や企業からの相談への対応等、教員の科研費申請の支援を行っている。

#### ・No.5「特許取得に関する支援について」

開学当初より「会津大学教員等の職務発明等に関する規程」に基づき、教員等の職務発明の維持・管理が適切に行えるよう、知的財産管理体制の構築や、大学において生み出された職務発明の有効活用に取り組んでいる。2003 年に特許庁から知的財産アドバイザーの派遣を受け、会津大学における知的財産管理体制の構築を図り、2005 年 7 月には、大学の知的財産に関する基本的な考え方、発明者に対する権利の補償、知的財産等の活用方針等を定めた「会津大学知的財産戦略」を策定している。具体的には、知的財産にかかわる業務を産学イノベーションセンターが一元管理していくこと等、大学全体として知的財産の管理等に関する方向性を示している。2011 年度には、同センターが中心となり、会津大学に帰属する知的財産の権利化及び有効活用の促進を図るため、知的財産顧問を設置し、専門的助言を行うとともに、特許庁から出向している教員により新規出願時の先行技術調査や拒絶理由通知応答に関するサポートを行う等、研究者に対する発明相談や新規出願及び審査請求手続きの支援の取組みを行っている。

また、教員等が発明を生み出しやすい環境を整備している。具体例として、大学が特許権の譲渡を受けたときは登録補償金を支払うことや、特許権の運用又は処分等により大学が収入を得た際、教員等へ実施補償金を支払う等の取組みを実施している。

上記の取組みを図ることで、2017 年度以降、特許出願の件数は毎年平均で 12 件程度を維持している。



### ■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

#### ・No.1「地域社会との連携、協働、地域貢献活動の推進について」

基本理念の一つである「福島県の産業・文化への貢献」のもと、産学イノベーションセンター及び復興創生支援センターが産学官連携の拠点を担い、大学と企業、地域と連携して研究や課題解決に取り組むことを通じて、イノベーションの創出、産業の振興・発展を目指した地域振興・社会貢献活動を推進している。産学イノベーションセンター・復興創生支援センターについては、2020年12月に経済産業省が選抜する「地域オープンイノベーション拠点」の「地域貢献型」として認定されている。

社会課題を解決するための取組みとして、2013年度より「会津オープンイノベーション会議」を開催することに加え、産学官連携組織として「会津産学コンソーシアム」の設立等に取り組み、地元ICT関連企業等と連携・協力しながら産学官連携を推進する体制を構築している。そのほか、女性IT人材の育成・就職応援事業の実施や、会津地方振興局及び会津管内13市町村と連携した会津DX日新館プロジェクトにおいて10件のテーマの調査研究を実施し、大学の専門分野であるICTを活用した地域課題解決に向けた取組みを実施している。

2023年度には今後のデジタルイノベーションの中核拠点として地域発の新産業並びにスタートアップ創出を加速することを目的に、産学連携推進事業費補助金(地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備)を活用し、最先端ICTを活用したオープンイノベーション環境の再整備を図っている。

今後も産学官連携の拠点として地元企業等の相談・協力・連携等を行い、新産業の創出を目指し、本取組みを進展させていくことが期待される。

#### ・No.2「東日本大震災等の復興創生支援に関する取組みについて」

東日本大震災等からの福島県の復興に貢献することを目指し、2013年3月に復興支援センターを設立している。大学の専門分野であるICTを活用した各種プロジェクトを展開することにより、建学時の基本理念である「創造性豊かな人材の育成」や「福島県の産業・文化への貢献」等の具現化を図っている。

2018年度から復興知事業の取組みとして、大学の有するロボット及びロボットに関連するICTの知見を活用し、連携協定を結んでいる南相馬市を中心に、高校生等を対象として浜通り地方のロボット産業の創生・発展に必要な人材の育成を行うほか、同市や企業、高等学校等の教育機関等と連携して事業を実施することで、地域におけるロボット産業振興の基盤となる産学官連携体制の強化や、ロボット産業の振興に寄与している。近年では、国や福島県において「復興」から「復興・創生」へ目的が変遷していることを受け、福島県浜通りの産業振興や人材育成を推進するため、2023年7月に同センターを復興創生支援センターと改組し、体制の強化を図っている。

#### ・No.3「宇宙情報科学分野に関する研究について」

宇宙情報科学研究センターが中心となり、宇宙航空研究開発機構(JAXA)・国立天文台と連携協定を締結している。2019年度には、文部科学省共同利用・共同研究拠点「月惑星探査アーカイブサイエンス拠点」に認定され、全世界から月惑星探査等に関する情報を拠点のサーバーに集積し、共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うほか、地元ICT企業と連携した公募型共同研究課題に取り組んでいる。

教育事業に関しては、2017年度に「宇宙リモートセンシングデータを利活用した課題解決型ICT学習の実践」、2023年度に「月火星箱庭教育プログラムによる宇宙情報系人材の育成基盤構築」が文部科学省の宇宙航空科学技術推進委託費にそれぞれ採択され、課題解決型学習科目を学部と大学院で2つずつ開講している。また、大学院において、宇宙情報科学分野のコア科目を3つ開講している。

#### ・No.4「国際交流・海外研修等の取組みについて」

大学の基本理念である「創造性豊かな人材の育成」及び「国際社会への貢献」のもと、開学時より教員の教育研究の国際交流や、教員及び学生による異文化交流、学生の派遣及び受入の推進に努めている。

学生の派遣に関する取組みとしては、学生の目的に合わせて 3 段階のレベル分けをした海外短期・中期留学プログラムを実施し、語学力の向上や異文化理解を深める機会を提供している。また、2015 年度にアメリカのシリコンバレーに会津大学シリコンバレーオフィスを、2018 年度に中国の深圳及び大連に教育交流拠点をそれぞれ設置し、現地の技術者と交流しながらものづくりを体験し、グローバルな創業精神を学ぶことができる機会を提供する海外インターンシッププログラム等を実施している。加えて、創業精神を持った人材育成を図るために、2020 年度に策定されたイノベーション・創業教育プログラム(ISEP)の課題活動コースに本インターンシッププログラムを組み込んでいる。

留学生の受入に関する取組みとしては、初年次から英語のみで教養科目、専門科目を履修することにより卒業が可能となる ICT グローバルプログラム全英語コースの構築や、協定大学との教育研究連携プログラム等を通じて留学生の受入を推進している。

学内及び地域との国際交流活動としては、グローバルラウンジ活動を実施し、学生の出身国に対する文化や風習を紹介する等、国際交流や異文化理解を促進し、学ぶ機会を提供しているほか、地域住民との国際交流活動を通じて地域特性や多様な文化を理解する機会を提供している。

2014 年には文部科学省の「スーパーグローバル大学創生支援事業」に採択されたことを受け、大学が目指す姿と育成する学生像、それを達成するためのプロセスを体系化した「会津大学ロジックモデル」を作成し Web サイトに公表するとともに海外留学プログラムや、研修プログラムの拡充、留学生受入の強化、学内及び地域の国際交流活動の促進を図っている。

#### ・No.5「情報化社会を支える人材育成の取組み(パソコン甲子園)について」

学長が副会長を務める全国高等学校パソコンコンクール実行委員会と会津大学、福島県が主催となり、2003 年より全国高等学校パソコンコンクール(パソコン甲子園)を毎年開催している。パソコン甲子園は、全国の高校生及び高等専門学校生等が情報処理技術における優れたアイデアと表現力、プログラミング技術等を競い合う大会であり、競技を通して、現代的な情報処理に関わる生徒のスキルアップを図り、情報化社会を支える人材の裾野を広げることを目的としている。

パソコン甲子園を教職員と学生が協働して運営・開催することで、学生の主体性や積極性を育てている。また、大会参加者を含めて交流し、互いに新たな気づきを得られる「学び合いの場」とすることで、建学時の基本理念として掲げている「創造性豊かな人材の育成」等の具現化を図っている。

なお、本基準の No.4 の取組みをもとに、「国際交流・海外研修等の取組みについて」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

評価審査会では、取組みの特徴や具体的な活動内容について大学からプレゼンテーションを受けた後、学生、卒業生、地域の関係者等と意見交換を行った。ISEP に参加した学生からは、ベトナムの企業へのインターンシップで地域の経営者等と直接話す機会を持ったことで、企業に対する理解が深まり、ISEP プログラムの経験を活かして、現在は会社を立ち上げているとの意見があった。留学生からは、入学時には日本語が話せなかったが、語学や生活面で様々な支援を受けたことで母国との考え方の違いを学ぶことができ、自身が就職した日本企業での活動に役立っているとの意見があった。卒業生からは、ハードウェアからソフトウェアまで様々な知識を得た上に、国際交流活動に参加することでコミュニケーションについても学ぶことができ、現在の仕事に役立っているとの意見があった。以上のことから、本取組みによって、語学力だけではなく多様な人々との協働力を身に付け、国際的に活躍する人材育成を図っていることが確認できた。

また、インターンシッププログラムを支援している企業からは、会津大学と連携することによって、留学生の採用に繋がり、会社のグローバル化を図ることができたとの意見があり、本取組みが地域振興や地域のグローバル化の活性化にも繋がっていることが確認できた。

全体を通して、建学の理念である「国際社会への貢献」を具現化する取組みとして、大学の特色ある教育研究の進展に大きく資するものであることが確認できた。

## Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

### 1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回、会津大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

### 2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

#### Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

#### Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

##### 1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

##### 2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

##### 3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

#### Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

### 3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

### 4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 18 日	1 回目の実地調査（オンラインにより実施）
12 月 5 日	2 回目の実地調査（対面により実施）
1 月	評価報告書（案）を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表